

1 特別加入者の範囲

中小事業主等とは

中小事業主等とは、以下の①、②に当たる場合をいいます。

- ① 表1に定める数の労働者を常時使用する事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、その代表者）
- ② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の家族従事者や、中小事業主が法人その他の団体である場合の代表者以外の役員など）

労働者を通年雇用しない場合であっても、1年間に100人以上労働者を使用している場合には、常時労働者を使用しているものとして取り扱われます。

表1 中小事業主等と認められる企業規模

業種	労働者数
金融業	
保険業	50人以下
不動産業	
小売業	
卸売業	100人以下
サービス業	
上記以外の業種	300人以下

※1つの企業に工場や支店などがいくつあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものになります。

※業種の区分については、原則として日本標準産業分類によることとしています。